

利用規約 新旧対照表

新	旧	改正点
<p>第6条（暗号資産の入出庫）</p> <p>1. 登録ユーザーは、本サービスの利用について、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 登録ユーザーは、ウォレット口座から暗号資産の出庫を依頼する場合、当社に対して<u>その出庫先の口座名義その他必要事項並びに使用目的、適法性についての通知</u>をすること。</p> <p>(2) <u>当社の登録ユーザーのウォレット口座に入庫があり、その入庫量が当社で定める基準値を超えた場合は、当社がその入庫元を確認させることを目的として、入庫のあった登録ユーザーは、当該入庫元の口座名義その他必要事項並びに使用目的、適法性を通知すること。</u></p> <p>(3) <u>当社は、登録ユーザーから要通知出庫（通知義務の対象となる暗号資産の出庫）の依頼を受けた場合、当該依頼に係る暗号資産の出庫の前またはそれと同時に、登録ユーザーについての所定の事項を入庫先受取側暗号資産交換業者（受取人のために暗号資産の入庫を受ける暗号資産交換業者）に通知するものとします。</u></p> <p>(4) <u>要通知出庫の要件は以下とします。</u></p> <p>a <u>入庫先受取人と出庫元依頼人（登録ユーザー）が同一であること。</u></p> <p>b <u>国内の暗号資産交換業者が入庫先受取側暗号資産交換業者であること。</u></p> <p>c <u>出庫する暗号資産の邦貨換算額が10万円を超える額であること。</u></p> <p>(5) <u>通知される出庫元依頼人（登録ユーザー）情報は以下とします。</u></p> <p>a <u>登録ユーザーの氏名</u></p> <p>b <u>登録ユーザーの住所</u></p> <p>c <u>登録ユーザーの暗号資産アドレス</u></p> <p>(6) <u>かかる通知は、FATF の勧告等に基づく国際的要請に応え、策定された日本暗号資産取引業協会の自主規制規則により義務付けられるものであり、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぐことを目的としています。かかる利用があった場合には、当社はその利用を追跡可能とします。</u></p>	<p>第6条（暗号資産の入出庫）</p> <p>1. 登録ユーザーは、本サービスの利用について、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 登録ユーザーは、ウォレット口座から暗号資産の出庫又は送付当社に依頼する場合、当社に対してその使用目的、適法性についての通知をすること。</p> <p>(2) 登録ユーザーが当社にウォレット口座から暗号資産の出庫又は送付を依頼する場合、当社が、受取人に送付依頼人を確認させることを目的として、受取人に登録ユーザーの口座名義その他必要事項を提供すること。</p> <p>(3) 当社にウォレット口座への暗号資産の送付又は入庫を依頼しようとする第三者により、登録ユーザーがウォレット口座を送付先に指定された場合、当社が当該第三者に送付を確認させることを目的として、当該第三者に登録ユーザーの口座名義その他必要事項を提供すること。</p>	<p>出庫依頼時 通知事項の追加</p> <p>入庫の際の 通知事項の追加</p> <p>暗号資産移転時の 第三者への登録ユーザー情報 の提供を追加</p> <p>(4) 新設</p> <p>(5) 新設</p> <p>(6) 新設</p>

新	旧	改正点
<p>第7条（<u>日本国内及び外国政府等の重要な公人に係る</u>条項）</p> <p>1. 登録ユーザーは、以下のいずれかに該当し、又は該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) <u>日本国内及び外国政府等の重要な公人</u>（Politically Exposed Persons）等</p> <p>(2) <u>日本国内及び外国政府等の重要な公人</u>（Politically Exposed Persons）等の親族</p> <p>(3) <u>日本国内及び外国政府等の重要な公人</u>（Politically Exposed Persons）等が実質的支配者である法人</p>	<p>第7条（外国政府等の重要な公人に係る条項）</p> <p>1. 登録ユーザーは、以下のいずれかに該当し、又は該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等</p> <p>(2) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等の親族</p> <p>(3) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等が実質的支配者である法人</p>	<p>条項に日本国内を追加</p> <p>公人に日本国内を追加</p> <p>公人に日本国内を追加</p> <p>公人に日本国内を追加</p>